

被扶養者の特定健康診査受診券（平成 26 年度分）等を送付させていただきます。

平成 20 年 4 月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳以上 75 歳未満の被保険者・被扶養者を対象にして、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的とした特定健康診査・特定保健指導の実施が健康保険組合に義務付けられ、6 年が経過しました。被扶養者の特定健康診査の受診率が、低率で推移しています。

ついては、平成 26 年 4 月 22 日に、特定健康診査の受診対象となる被扶養者の「特定健康診査受診券」、「特定健康診査の受診案内について」及び「特定健診・特定保健指導の流れ」を同封した「封筒」と「受診券発行者リスト」を、事業主様宛に送付させていただきます。

被扶養者の特定健康診査の受診率の向上を図るため、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、次の事項について、ご高配を賜りますようお願いいたします。

- 1 「封筒」を、該当する被保険者に配付していただきますようお願いいたします。
- 2 その際、被保険者を通じて被扶養者に、すみやかに受診していただくよう勧奨方お願いします。
- 3 随時、「受診券発行者リスト」を活用して、受診状況を把握していただき、未受診者について受診勧奨方お願いします。

被扶養者の特定健康診査の受診率

平成 20 年度 28.7% ・ 平成 21 年度 27.6% ・ 平成 22 年度 38.1%
平成 23 年度 34.5% ・ 平成 24 年度 31.6%